

2025サイクルフェスタ実施業務企画提案実施要領

本件への参加に際しては、必ずこの「2025サイクルフェスタ実施業務企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 都市局 交通政策部 自転車まちづくり推進課 自転車政策係
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (さいたま市役所9階)
TEL	048-829-1398
メールアドレス	jitensha-machizukuri-suishin@city.saitama.lg.jp

1 業務の目的及び概要

「2025サイクルフェスタ実施業務 要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 参加資格

本件に参加(企画提案書の提出)を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならないものとします。

- (1) 令和7年5月15日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品等)に、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「催物の企画・運営等関連業務」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと
- (3) 令和7年5月15日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置(以下、「入札参加停止」という。)又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置(以下、「入札参加除外」という。)を受けている期間がない者であること。

4 資料及びその交付方法

- (1) 交付資料
 - ア 実施要領
 - イ 要求水準書
 - ウ 提出書類各種様式(様式1~6)
- (2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【2025サイクルフェスタ実施業務について「公募型プロポーザル（企画提案）方式」の実施】

(3) その他

ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。

イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。

(ア) さいたま市契約規則

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】

(イ) さいたま市業務委託契約基準約款

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約約款（規程集）】

5 説明会

(1) 本件にかかる説明会は、開催しません。

(2) 本件の内容に関する質問がある場合については、**7 質問及び回答**を参照してください。

6 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思表明書を提出してください。

(1) 提出書類

「別表1 各種様式」中の「様式1 参加意思表明書」

(2) 提出期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(3) 提出方法

電子メールにより受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア 電子メールの標題を「プロポ【参加意思表明書・(提案者名)】2025サイクルフェスタ実施業務」としてください。これに、参加意思表明書は、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変更せずに）添付し、送信してください。

イ 参加意思表明書に添付する書類は PDF ファイルに変換のうえ、メールに添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、10MBを超えるファイルは受信できませんので、ファイル容量の大きさに注意してください。

エ 電子メール送信後、1ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到着確認の電話を必ずお願いします。

(4) 提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和7年6月3日付で発送します。

7 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

(1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア 質問書の様式は、**4 資料及びその交付方法**にて市（業務主管課）が提示する「様式2 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。

イ 電子メールのタイトルは「プロポ【質問・（提案者名）】2025サイクルフェスタ実施業務」としてください。これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しません。

カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもあります。質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3) 質問の提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和7年5月27日（火）までに、さいたま市ホームページ上に公表します。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【2025サイクルフェスタ実施業務について「公募型プロポーザル（企画提

案)方式」の実施】

8 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている提案内容を含む提案書を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 提出書類一覧」を参照してください。

なお、提出書類は8部提出することとし、併せて、光学ディスクでデータを提出すること。

イ 提出方法

持参又は郵送（書留や特定記録等により配達されたことが証明できる方法）とします。

ウ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

エ 提出場所

1ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(3) 企画提案書等の受理

ア **11 提案者の失格** に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表3 提出書類一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。

イ 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

9 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

(1) 実施日時・場所

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

3名以内とします。

イ 説明時間

20分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を10分程度設けます。

ウ 説明方法

(7) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(4) 市（業務主管課）はプロジェクター（VGAケーブル、HDMIケーブルを含む。）及びスクリーンを準備します。その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）はプレゼンテーションを行う者が準備してください。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、**企業名を伏せて**説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

10 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「2025サイクルフェスタ実施業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合、又は、審査員それぞれの点数の平均点が40点以下の場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

郵送により各提案者に送付します。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提案書は無効となります。）

- (1) **3 参加資格**に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

12 その他の留意事項

- (1) 提出された書類は、情報公開請求により全部又は一部を公開することがあります。
- (2) 参加意思表明書の提出後、本業務を辞退する場合は、企画提案書等受付期間内に辞退届（様式6）を提出してください。
- (3) 天災地変その他の理由により、委託者並びに受託者協議のうえ、事業の一部又は全部を中断する場合があります。
- (4) 本件の企画提案書提出期限日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがあります。

別表1 各種様式

様式番号	様式名
様式1	参加意思表明書
様式2	質問書
様式3	企画提案書表紙
様式4	業務経歴書
様式5	業務の実施体制調書
様式6	辞退届

別表2 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始
令和7年5月15日(木)
・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間
令和7年5月15日(木)から令和7年5月30日(金)まで
・さいたま市ホームページにて交付(4 資料及びその交付方法 参照)
参加意思表明書受付期間
令和7年5月15日(木)から令和7年5月30日(金)16時まで
・「様式1 参加意思表明書」を用いること
参加資格の確認通知
令和7年6月3日(火)付で通知予定
・郵送により通知
質問受付期間
令和7年5月15日(木)から令和7年5月22日(木)16時まで
・電子メールでのみ受け付ける。「様式2 質問書」を用いること
・回答は令和7年5月27日(火)までにさいたま市HPに掲載予定
企画提案書等受付期間
令和7年6月3日(火)から令和7年6月12日(木)16時まで
・提出書類については、別表1及び別表3を参照
・郵送の場合は提出締切日必着
プレゼンテーション
令和7年6月19日(木)実施予定
・実施時刻の詳細及び会場については、追って通知
審査結果通知
令和7年6月下旬に通知予定
・郵送により通知
契約
令和7年7月中旬を予定

注1：本件の詳細については、必ず実施要領本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日

を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

別表 3 提出書類一覧

No.	書類名	提出部数	提出期限
1	参加意思表明書（様式 1） ・会社概要が分かる資料を添付すること。	1 部	令和 7 年 5 月 3 0 日（金） 1 6 時
2	企画提案書（表紙は様式 3、本文は任意書式） 業務経歴書（様式 4） 業務の実施体制調書（様式 5） 業務工程表（任意様式） ・企画提案書中に企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。 ・書類を綴じ込み、別表 4 の提案項目ごとにインデックスを付すこと。	8 部	令和 7 年 6 月 1 2 日（木） 1 6 時
3	見積書（任意様式） ・見積もった金額を記載のうえ、消費税等の取扱い（税込・免税）も明記すること。 ・免税事業者の場合、免税事業者届出書を添付すること。		

別表 4 企画提案内容及び審査の視点

提案項目	審査の視点	配点
1 提案者の実績		
(1) 類似の契約実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と類似の業務実績を有しているか。 ・本業務に携わる者が本業務と類似の業務実績を有しているか。 	10
2 イベントテーマ		
(1) テーマ性	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案全体を通して、イベントのメインテーマである「自転車 × 未知の体験」に則した内容となっているか。 	10
3 業務内容		
(1) メインステージの設置及びステージイベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の自転車施策の PR 及び賑わい創出を目的とした魅力ある提案がされているか。 	20
(2) 体験ゾーンの設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたまは一とに掲げる「たのしむ」「まもる」「はしる」「とめる」の4つの柱を踏まえ、幅広い世代が実体験として楽しめる魅力ある内容の提案がなされているか。 	20
(3) 会場レイアウトの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・会場レイアウトが対流性、移動性等、合理的に考えられ、イベント全体の回遊性や集客性を図った提案であるか。 	10
(4) 自転車まちづくり推進ブース	<ul style="list-style-type: none"> ・会場内の周遊性を考慮したうえで、業務の目的に則したイベントが提案されているか。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 業務の目的</p> <p>本市の自転車施策の取り組みや、自転車の魅力を広く効果的に発信するとともに、さらなる自転車利用の促進、交通ルールの遵守・徹底、交通マナーの意識向上などを図ること</p> </div>	5
(5) その他イベント全体の企画・管理・運営等（実施体制・スケジュールを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント会場の設備、備品及び人員（ステージイベントへの参加者や会場案内、来場者カウント人員を含む）並びに実施に係る適切な警備員の配置が過不足なくされ、安全かつ効率的に業務を遂行できる内容となっているか。 ・設営、撤去を行うにあたって無理なく実施できるスケジュールとなっているか。また、近隣への配慮や資機材の管理については考慮がなされているか。 ・ブース出展の募集、説明会の実施等について説明ができていないか。 <p>また、「さいたま市みんなのアプリ（さいコイン・たまポン）による決済が行える体制が整っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するにあたり、十分な体制となっており、本市や 	25

		<p>さいたまクリテリウム主催者等の連携・協力関係、責任者が明確となっているか。</p> <p>また、必要な知識と経験を有する人材が配置されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種許認可関係必要書類や運営マニュアルの作成等について説明がなされているか。 ・イベント保険等についての説明がなされているか。 ・インターネットサイト（SNSを含む）やチラシ、ポスター等のイベント広報が効果的に行われるような工夫がなされているか。 	
合 計（審査委員一人あたり）			1 0 0

※ 1事業者あたりの最高点数は（審査委員審査項目の合計点数×審査委員の人数）とする。